令和６年２月２９日
神戸税関業務部

関係者各位

お　知　ら　せ

ヨーグルトに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第１の６の７の項に掲げる物品（ヨーグルト）については、令和５年度の初日から令和６年１月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第７条の３第１項の規定に基づき、令和６年３月１日から同年３月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いします。

なお、本件に関してご不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第１部門へ照会願います。

記

１．対象物品及び税率

対象品目	品目コード	関　税　率	
		発動前	発動後
ヨーグルト	0403.20-199	29.8%＋915 円/kg	39.7%＋1,220 円/kg

２．除外となるもの

関税暫定措置法第７条の３第２項各号に該当するもの

３．その他

当該物品に係るＮＡＣＣＳ用品目コードの変更等については、ＮＡＣＣＳセンターＨＰ中のＮＡＣＣＳ掲示板をご確認ください。

以　　上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第１部門
電話番号：078-333-3086